

特 定 不 利 益 処 分

廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））

廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）

廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）

再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））

広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））

無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））

廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）

廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）